

示談交渉を弁護士に依頼する際にかかる費用はいくらくらい？

事故例 1	事故例 2	事故例 3
 被共済者が歩行中、 自転車に衝突されて けが・後遺障害を負った	 被共済者が歩行中、 他人の飼い犬に噛まれ、 転倒し大けがを負った	 被共済者所有のスマホ を他人に落とされて 壊されてしまった
損害賠償額 治療費等 1,300万円 弁護士費用 着手金：74万円 報酬金：148万円 合計 222万円	損害賠償額 治療費等 620万円 弁護士費用 着手金：40万円 報酬金：80万円 合計 120万円	損害賠償額 修理費等 10万円 弁護士費用 着手金：10万円 報酬金：20万円 合計 30万円

※弁護士費用については消費税抜きの金額を表示しています。

→ 事故の被害にあい弁護士に相談・委任する場合、大きな費用がかかります。
不安なときに弁護士に頼れるよう、あらかじめ備えておくことも大切です。



※[日常生活賠償責任特約]における過去の共済金支払事例を損害賠償額の参考とし、JA共済連試算

日常生活事故弁護士費用保障特約はこの部分をカバー！

	自動車の被害事故	日常生活での被害事故
弁護士費用保障特約	○	—
日常生活事故弁護士費用保障特約 NEW!	—	○

より多くの場面で迷わず弁護士を頼ることができるように、

弁護士費用保障特約 & 日常生活事故弁護士費用保障特約 を併せて備えることをご検討ください。

ご注意いただきたい事項

1世帯で自動車を複数台所有している場合、「弁護士費用保障特約」は1台に特約を付加することで1台分を保障し、「日常生活事故弁護士費用保障特約」は1台に特約を付加することで世帯全体を保障するという違いがありますので、ご注意ください。

弁護士費用保障特約



両方

両方の自動車で特約付加することで、
それぞれの自動車被害を受けた場合の
弁護士費用を測れなく保障対象とします。

日常生活事故弁護士費用保障特約



いずれか

いずれかの自動車で特約付加することで、
同居の親族等の日常生活被害を受けた場合
の弁護士費用を保障対象とします。

(注) 両方の自動車で付加すると保障重複となります。

日常生活事故弁護士 費用保障特約の 保障重複について

記名被共済者またはそのご家族が、この特約と同様の保障^(※1)に複数加入している場合は、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約でも保障されますが、いずれか一方の契約からは共済金が支払われない場合があります。保障内容の差異や加入金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。^(※2)

(※1) 自動車共済以外の共済契約でご契約されている保障や、JA共済以外の保険(共済)契約を含みます。

(※2) この保障を1契約にのみ付加した場合、そのご契約を解約・内容変更したときや、ご家族の状況の変化(同居から別居への変更等)があるときに、保障がなくなったり、保障の対象者が変わることがありますのでご注意ください。

弁護士紹介をご希望される場合

弁護士費用保障特約および日常生活事故弁護士費用保障特約の保障対象である方は、日本弁護士連合会との協定にもとづき、日弁連リーガル・アクセス・センターの「弁護士紹介制度」をご利用いただくことが可能です。

<お問合せは>

※お支払いには所定の要件があります。

この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

(25481020311)